

## 公 示

# 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養されたもの）を輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について

平成16・11・22貿局第2号（16.12.1）

最終改正：令和3年1月27日付け・輸入注意事項2021第3号

平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、「大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養されたもの）の2号承認制移行について（平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号）」により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。

なお、大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等（同条約の締約国及び協力的な非締約国（地域を含む。）をいう。）は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」を確認してください。

## 記

### 1 受付期日

平成16年12月22日以降、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで

### 2 提出先

農林水産省水産庁資源管理部国際課

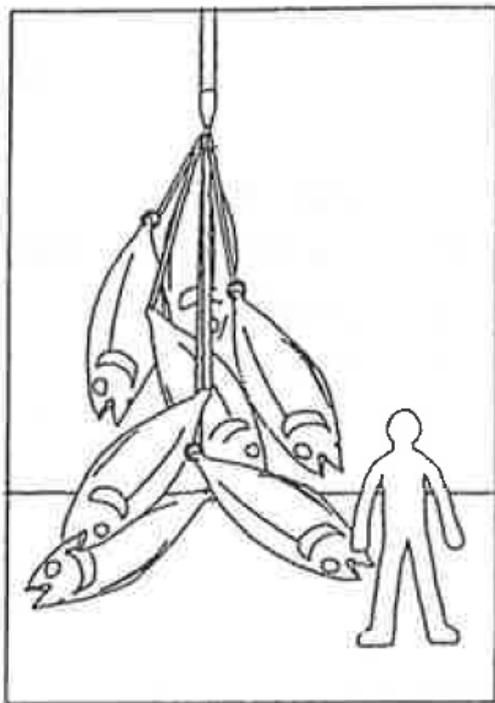
### 3 提出書類

- (1) 別紙様式による確認申請書 2通
- (2) 蓄養海域及び蓄養場を管轄する国又は地域が証明された書類の原本及び写し 各1通
- (3) インボイスの原本及び写し 各1通
- (4) 輸入しようとする貨物の全体がわかるカラー写真（キャビネ版（13cm×18cm）以上の大きさ）であって、当該貨物の大きさが確認できるように撮影されたもの 1葉

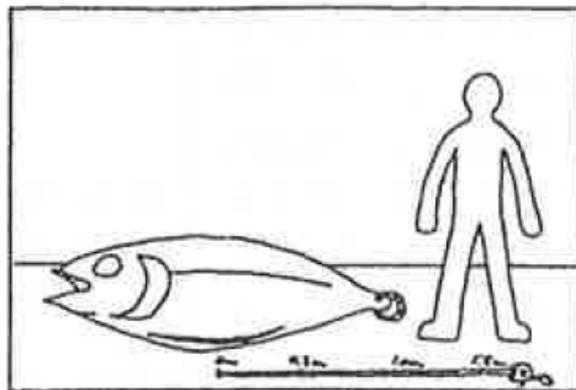
(注)1 (2)における「蓄養海域及び蓄養場を管轄する国又は地域が証明された書類」とは、輸出者名、輸入者名、貨物の状態、蓄養海域及び蓄養場を管轄する国又は地域が明記され、蓄養場を管轄する国又は地域の政府機関による証明が行われた任意の書類とします。

- 2 (3)については、未到着の場合には提出する必要はありません。また、原本は照合の上返却します。

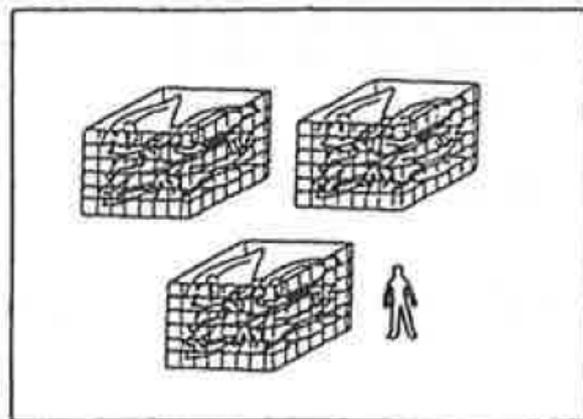
- 3 ④については、当該貨物が複数のくろまぐろにより構成される場合、そのうちいずれか一つのくろまぐろのカラー写真(キャビネ版(13cm×18cm)以上の大きさ)で、当該くろまぐろの大きさが確認できるもの1葉を当該貨物全体の写真と併せて提出して下さい(撮影方法:下図参照)。
- 4 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。



(例) 全体



(例) いずれか一つの写真



(例) 全体

(別紙様式)

大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国等以外の国又は地域を  
原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養  
されたもの）を輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認（申請）書

水産庁長官 殿

申請年月日 年 月 日  
申請者名  
住 所  
電話番号

標記の貨物により輸入したいので確認されたくお願いします。

記

輸 入 状 況	種 類	
	輸入数量(総数)	尾 kg
	種類別輸入数量	
	輸入金額	US\$ 円
	輸入契約の相手国	
	輸入契約の相手方	(1)名 称 (2)住 所
	輸入契約条件	(1)FOB (2)CIF (3)CFR (4)その他
生 産 状 況	船 積 予 定	(1) 年 月 日 (2)船積港
	入 着 予 定	(1) 年 月 日 (2)入着港
	蓄 養 期 間	
蓄 養 水 域		
蓄養場を管轄する 国 又 は 地 域 ( 原 産 地 )		

(注) 裏面記入要領参照のこと

上記の貨物については、くろまぐろ資源の保存管理上支障のない貨物であることを確認する。

水産庁長官

## (裏 面)

### 記 入 要 領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任されたものを含む。)に限ることとする。
- (2) 「種類」の欄には、漁種及び形態を「くろまぐろ、ラウンド、生鮮」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、尾数及び重量で表示を行うこと。
- (4) 「種類別輸入数量」欄には、魚種別及び形態別に重量で表示を行うこと。
- (5) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。
- (6) 「輸入契約の相手国」欄及び「輸入契約の相手方」欄には、各々の地域の表示方法により記載すること。
- (7) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に○印を付すこと。(4)に該当する場合は、その契約条件を詳細に記載すること。
- (8) 「船積予定」欄及び「入着予定」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。
- (9) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお、船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出すること。
- (10) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (11) 「蓄養期間」欄には、輸入予定の形態別に蓄養の行われた期間(年月～年月)を記載すること。
- (12) 「蓄養水域」欄には、輸入予定の形態別に蓄養の行われた水域(例えば大西洋、地中海、太平洋、インド洋)を記載すること。
- (13) 用紙の大きさはA列4番とすること。
- (14) 欄に記載しきれないときは、別紙として添付すること。